○○○○○○○会

運営規程作成例

住民主体による介護予防・生活支援サービス

（訪問型サービスB・通所型サービスB）

運営規程

制定　平成○年○月○日

既に会則がある団体は、第２章以下の必要な内容を運営規程として会則と別に定めてください。

第１章　組織等

（名称及び事務局）

第１条 本会は○○○○○○会（以下「会」という。）と称し、事務局を（釜石市○○町○丁目○番○号に置く・会長の自宅に置く・○○集会所に置く）。

（区域）

第２条 会の対象区域は、釜石市○○町の区域を基本とする。

（目的）

第３条　会は、会員相互の協力より、地域住民が主体となって介護予防サービスに取り組み、高齢者の生活支援と支え合いの地域づくりの推進に資することを目的として組織する。

（活動内容）

第４条　会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

　(1) 介護予防のためのいきいき百歳体操や健康教室の機会の提供

(2) 各種趣味活動の機会の提供

(3) その他、利用者同士の交流の場の提供

（会員）

第５条　会の会員は、原則として第２条に定める区域内において、地域住民、店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は会の趣旨に賛同し共に活動を行う者のうち希望者により組織し、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員の選任）

第６条　会に、代表及び副代表のほか次の役員を置く。

(1)　代表 １名

(2)　副代表 ○名

(3)　会計 ○名

(4)　事務局担当者　○名

２　前項に規定する役員は会員の互選により選任する。

３　事務局担当者については、他の役職との兼務を妨げないものとする。

　（役員の職務）

第７条　代表は、会を代表し、会を統轄する。

２　副代表は、会長を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

３　会計は、会の会計を担当する。

４　窓口担当者は、第４条第１号（から○号）に規定する活動の利用者に係る受入調整、利用開始後の利用者からの相談窓口等を担当する。

　（役員の任期）

第８条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２章　サービス及び利用者負担金

既に会則がある団体は、第２章以下の必要な内容を運営規程として会則と別に定めてください。

　（サービス内容等）

第９条　サービスの内容については、活動の概要、活動回数、受入人数、利用者負担金を定め、市へあらかじめ届け出るものとする。

２　サービスの実施にあたっては、「釜石市住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスB）事業費補助金交付要綱」「釜石市住民主体による介護予防・生活支援サービス（通所型サービスB）事業費補助金交付要綱」及び公募要領（のほか、「○○○マニュアル（会の独自マニュアルがある場合）」）に基づき実施する。

３　サービス提供場所は、原則として○○○（○○集会所、利用者自宅等）とし、変更がある場合は事前に利用者に通知しなければならない。

４　サービス提供は、１日１回あたり２時間以上、週１回実施する。

５　受入人数は、活動する会員も含めて20人以内とする。

（利用者の受入）

第10条　利用者については、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントによりサービス利用計画に会のサービスが位置付けられてことを前提に、必要な手続きや対応（サービス担当者会議等）を経て受け入れを行う。

２　利用者の受入にあたっては、原則として事前に、地域包括支援センター等から利用者の状況等について、窓口担当者が引き継ぎを受けなければならない。

３　窓口担当者は、利用者の状況を把握し、適切なサービスが提供できるよう配慮するものとする。

４　事業対象者以外の地域住民も、参加できるものとする。

（利用者負担金等）

第11条　サービス提供に係る経費の一部について、利用者から別表１のとおり負担金を徴収する。

２　負担金は、利用の都度、現金等で受け取り、利用者に対し領収書を発行する。

３　負担金のほか、食材費等の実費相当分を別に徴収することができる。

　（経費）

第12条　サービス提供に要する経費は、利用者負担金、市補助金及びその他収入をもって充てる。

（衛生管理等）

第13条　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

３　実施団体または活動場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条　通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講じるものとする。

２　通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、釜石市高齢介護福祉課、利用者の家族、利用者に係る関係者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

（個人情報保護）

第15条　会員は、会の運営及びサービス提供によりにより知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は当該サービスの提供以外の目的に使用してはならない。サービス提供終了後又は会から脱退後においても同様とする。

別表第１　第11条利用者負担金関係

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | 利用者負担額 |
| 通所型サービス | 1回につき　１００円 |

附 則

この会則は、平成○年○月○日から施行する。